



令和 6 年(2024 年)12 月 26 日

滋賀県知事 三日月 大 造 様

滋賀県特別職報酬等審議会

会 長 真 山 達 志

滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料等の額
について (答申)

令和 6 年 11 月 27 日付け滋人第 1422 号により当審議会に対し、諮問された滋賀県議会議員
の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料等の額について、下記のとおり答申します。

記

1 改定額等

(1) 議員報酬および給料の額

知 事	月 額	1, 3 2 0, 0 0 0 円
副知事	月 額	1, 0 3 0, 0 0 0 円
議 長	月 額	1, 0 3 0, 0 0 0 円
副議長	月 額	9 0 0, 0 0 0 円
議 員	月 額	8 4 0, 0 0 0 円

(2) 退職手当の支給割合等

知 事	支給割合	100 分の 56.8	手当額	3 5, 9 8 8, 4 8 0 円
副知事	支給割合	100 分の 39.4	手当額	1 9, 4 7 9, 3 6 0 円

2 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

3 改正の考え方

(1) 知事および副知事の給料の額

知事は全国の特別職の状況、社会経済情勢、滋賀県一般職の給与の改定状況等から、
滋賀県一般職の給与の累積改定率を適用し、副知事は従来どおり知事の改定率を適用す
ることが適当であると判断した。

(2) 議員報酬

従来どおり、議長は副知事と同額とし、副議長および議員は知事の改定率を適用する
ことが適当であると判断した。

(3) 知事および副知事の退職手当

給料の額と同様に滋賀県一般職の退職手当に係る支給割合の改定状況との均衡を図る
ことが適当であると判断した。